大阪府条例第　　　号

　　　府吏員退隠料等条例等の一部を改正する条例

（府吏員退隠料等条例の一部改正）

第一条　府吏員退隠料等条例（昭和九年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 　　第三十一条　成年ノ子ハ府吏員ノ死亡ノ当時ヨリ身体又ハ精神ニ障害アリ且生活資料ヲ得ルノ途ナキトキニ限リ之ニ遺族扶助料ヲ給ス　　　附　則　第四十六条　（略）第四十七条　令和四年三月三十一日ニ於テ第二十条第一項ノ規定ニヨル増加退隠料ノ加給ノ原因トナル未成年ノ子ガアル場合ニ於ケル当該子ニ対スル同条ノ規定ノ適用ニ付テハ同条中「未成年ノ子」トアルノハ｢二十歳未満ノ子（婚姻シタル子ヲ除ク）｣ト「ナキ成年ノ子」トアルノハ「ナキ二十歳以上ノ子（婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム）」トス　令和四年三月三十一日ニ於テ未成年ノ子ニ付テ給与事由ガ生ジテイル第三十条第一項ノ規定ニヨル遺族扶助料ニ係ル当該子ニ対スル同項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「未成年ノ子」トアルノハ｢二十歳未満ノ子（婚姻シタル子ヲ除ク）｣ト「、成年ノ子」トアルノハ「、二十歳以上ノ子（婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム）」トス第四十八条　（略） | 第三十一条　未成年ノ子ハ未ダ婚姻セザルトキニ限リ之ニ遺族扶助料ヲ給ス　成年ノ子ハ府吏員ノ死亡ノ当時ヨリ身体又ハ精神ニ障害アリ且生活資料ヲ得ルノ途ナキトキニ限リ之ニ遺族扶助料ヲ給ス　　　附　則　第四十六条　（略）第四十七条　（略） |
|  |  |

（府吏員退隠料等条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第二条　府吏員退隠料等条例等の一部を改正する条例（昭和五十一年大阪府条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 　　　附　則　（遺族扶助料の年額に係る加算の特例）第九条　府吏員退隠料等条例第二十九条第一項第一号に規定する遺族扶助料を受ける者が妻であつて、その妻が次の各号のいずれかに該当する場合には、その年額に、当該各号に定める額を加えるものとする。　一　扶養遺族（府吏員退隠料等条例第二十九条第三項に規定する扶養遺族をいう。次号において同じ。）である子が二人以上ある場合　　　法律第五十一号附則第十四条第一項第一号に掲げる額　　二　扶養遺族である子が一人ある場合　法律第五十一号附則第十四条第一項第二号に掲げる額　三　（略）２―５　（略） | 　　　附　則　（遺族扶助料の年額に係る加算の特例）第九条　府吏員退隠料等条例第二十九条第一項第一号に規定する遺族扶助料を受ける者が妻であつて、その妻が次の各号の一に該当する場合には、その年額に、当該各号に掲げる額を加えるものとする。　一　扶養遺族（府吏員退隠料等条例第二十九条第三項に規定する扶養遺族をいう。）である子（十八歳以上二十歳未満の子にあつては身体又は精神に障害のある者に限る。）が二人以上ある場合　法律第五十一号附則第十四条第一項第一号に掲げる額　二　扶養遺族である子（前号に規定する子に限る。）が一人ある場合　法律第五十一号附則第十四条第一項第二号に掲げる額　三　（略）２―５　（略） |
|  |  |

　　　附　則

（施行期日）

第一条　この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号）附則第二条第三項の規定又は同法附則第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百五十三条の規定により成年に達したものとみなされる者については、第一条の規定による改正後の府吏員退隠料等条例第三十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条　令和四年三月三十一日において府吏員退隠料等条例第二十八条第一項に規定する遺族扶助料について第二条の規定による改正前の府吏員退隠料等条例等の一部を改正する条例附則第九条第一項の規定による加算の原因となる未成年の子がある場合における当該子に対する府吏員退隠料等条例第二十九条第三項及び改正後の府吏員退隠料等条例等の一部を改正する条例附則第九条第一項の規定の適用については、府吏員退隠料等条例第二十九条第三項中「未成年ノ子」とあるのは「二十歳未満ノ子（婚姻シタル子ヲ除ク）」と、「ナキ成年ノ子」とあるのは「ナキ二十歳以上ノ子（婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム）」と、府吏員退隠料等条例等の一部を改正する条例附則第九条第一項第一号中「である子」とあるのは「である子（十八歳以上二十歳未満の子（婚姻した子を除く。）にあつては、身体又は精神に障害のある者に限る。）」と、同項第二号中「である子」とあるのは「である子（前号に規定する子に限る。）」とする。